

包括外部監査の結果報告の概要について

## 秋田県の電気事業および工業用水道事業について

平成 24 年度包括外部監査の結果報告書（以下、「正式版」という。）のうち、秋田県が今後対処すべきこと（指摘および意見）の要点は下記の通りである。ただし、外部監査の概要、監査対象の概要、外部監査の結果、指摘および意見の詳細かつ正確な記載は正式版に記載されているため、下記をご覧になる場合、これに併せて正式版を必ずご覧ください。

### 記

#### 【電気事業】

##### 1. 中期経営計画について（意見）

秋田県では、経営評価調書において、中期財政収支計画の収益的収支については各年度の実績と比較しているが、資本的収支についてはこれを行っていない。今後は経営評価の際に、中期財政収支計画の「建設改良費等」についても各年度の実績との差異分析を行なうことが望ましい。

##### 2. 料金について（意見）

総括原価方式は事業運営に必要な原価と利潤の確保を目的とした制度であるが、最終消費者への安定的およびより安価な電気の供給と言う観点からは、電気事業運営の効率化による原価の低減などが期待されている。そうした電気事業運営の効率化を検討する資料としては、総括原価算定に織込まれた予算費用と実績費用の比較分析を行なうべきである。現在、秋田県では、このような事後分析が担当者の個別資料という位置付けであるため、今後はこのような予算額と決算額の比較資料を公営企業課内共通の正式な資料として保管することが望ましい。

##### 3. 県営発電所周辺地域等振興事業助成金について（意見）

助成金交付申請書において、「助成対象の事業区分」を記載し、助成対象を明確にする必要があるが、現状では助成金申請書において、「助成対象の事業区分」を記載する箇所がない。そのため、各市町村が、申請の段階で、要領別表二の対象事業のいずれに該当した申

請であるかを明確になるように助成金申請書において、「助成対象の事業区分」の記載を行なうことが望ましい。

#### 4. 建設仮勘定・建設準備勘定の残高管理について（意見）

建設仮勘定・建設準備勘定については、今後、いつ、どのような内容として、いくら計上されたかなどが把握できるよう、残高管理表を作成して管理していくべきである。なお、過去の計上分についても可能な限り内容などを把握することが望ましいが最低限、今後の増加分については実施すべきである。

#### 5. 建設準備勘定の残高について（意見）

建設準備勘定に計上されている3つの調査（岩見三内、濁沢、黒石沢）については、いずれも調査開始から20年以上経過しているものである。これらの残高が残っていることは財務規程に反するとは言えないが、開発などを当面休止または見合わせるものについての資産性は疑問であり、資産として計上しておくことは財務の健全性を損なうおそれがある。そこで当面の開発延期が決定され、一定期間の内に再開発の目処がたたないなど資産性があるとは言えないものについては、精算ないし費用処理できるような財務規程を整え、財務の健全性を維持していくことが望ましい。

#### 6. 遊休資産「旧横手発電事務所」について（意見）

新地方公営企業会計基準においては、固定資産につき減損会計が導入される。したがって、当該基準が適用される平成26年度以降において、旧横手発電事務所が売却されず残っている場合には、当該固定資産につき、減損損失を認識する必要がある。

また、現状の販売予定価額36,400千円ではいまだに売却できていない状況を勘案すると、平成26年度以降の当該物件の回収可能額を現状の販売予定価額である36,400千円とすることについては十分に再検討すべきである。

#### 7. 遊休資産「その他」について（意見）

田沢湖発電所、柴平発電所、杉沢発電所の土地は遊休資産となっている。減損会計においては、資産又は資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合には減損の兆候があると判定されることになる。そのため、平成26年度以降も遊休状態が続いており、将来の用途が定まっていない場合には、減損損失を認識することが必要となる点に留意が必要である。

#### 8. 発電事務所・発電所の現地視察について（指摘）

監査人の現地視察によって判明したカバーライナーのように、点検修繕工事に際して発注されたものの、点検の結果、取り替えは不要と判断され、保管されることとなったものについては、貯蔵品として資産計上することが必要である。

また、今回、我々は岩見発電所以外については視察を行っていない。したがって、上

記のような貯蔵品が他の現場にもないかを確認し、決算時までには漏れなく貯蔵品が各現場より報告され、資産計上される体制を整えることが必要である。

## 9. セグメント情報について（意見）

現行の地方公営企業会計では、セグメント情報の開示は求められていないが、新たに導入される地方公営企業会計においては、平成26年度の事業年度（予算）より適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められることとなった。電気事業の場合、施設毎を一つの事業単位とし、上記のような施設別セグメント情報を開示することを検討する必要がある。

## 10. 減損会計の導入について（意見）

平成26年度の事業年度（予算）より地方公営企業会計においても公営企業型地方独立行政法人における減損会計と同様の減損会計を導入することとなっている。したがって、平成26年度（予算）からの減損会計導入時には、秋田県の電気事業においても、施設単位での資産のグルーピングについて検討することが必要である。

### 【工業用水道事業】

#### 11. 中期経営計画について（意見）

第Ⅱ期中期経営計画の基本方針の中には「社会情勢、経営環境等に変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。秋田県では第Ⅱ期中期経営計画の基本方針には変更はなく、また、計画期間における改良費合計に大きな乖離はないため「中期財政収支計画」の見直しは現時点では不要と判断しているとのことである。しかし、工事契約期間変更の結果、年度ごとの計画が大きく乖離する見込みである場合には中期経営計画における「中期財政収支計画」の見直しを検討すべきである。

#### 12. 受益者負担の基本的な方針について（意見）

旧秋田第二工業用水道事業にかかわる資産は465億円（玉川ダム水源事業費358億円および秋田第二工業用水道建設事業費106億円）であるが、国庫補助金70億円のほかに、最終的には一般会計が負担している。平成17年度に工業用水道事業会計の企業債繰上償還の財源とするために、一般会計では電気事業会計および工業用水道事業会計から借入金が生じており、その残高は平成23年度末で40億円（電気事業会計36億円、工業用水道事業会計4億円）である。この借入金返済の財源は今後も一般会計が負担することになるが、このことは実質的には県民が負担することを意味する。この点、過去の議会では説明がなされていた。しかしながら、監査人としては一連の経緯および会計処理は複雑であると考えられる。したがって、県民一般が十分に理解することは難しいものであったと考える。

また、現行の秋田工業用水道の改良工事は、旧秋田第二工業用水道の設備を利用して行なわれている。旧秋田第二工業用水道建設事業費106億円は、その財源が全て一般会計からの受贈に振替わっているため、工業用水道事業会計では将来の減価償却費の負担が実質

的に発生しない。なお、今後、給水単価を据置いた場合でも利益が発生する見込みとのことだが、仮に旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円のうち土地を除く 102 億円の減価償却費相当額を加味して考えた場合には損失となる可能性が高い点に留意が必要である。

秋田県では平成 32 年度までは料金改定を予定していない。しかしながら、独立採算を前提とする地方公営企業にあつては、改良工事に伴う費用を受益者にも負担させることが原則である。したがって、旧秋田第二工業用水道の送水管を利用した現行秋田工業用水道 2 系統化に伴う工事については、一般会計を含めた秋田県全体として、受益者負担の基本的な方針を十分に検討すべきである。

### 1 3. 第二期改良計画に係る損益見込みについて（意見）

秋田県では「第二期改良計画」に関連する正式に承認された損益見込みが作成されていない。本来、改良工事計画が承認される前提として、長期的な損益見込みを秋田県として検討・承認すべきである。特に、旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円は、県民の負担の上で工業用水道事業に移管された設備である。県民一般への説明責任を十分に果たすためにも、秋田県として、速やかに当該損益見込みを作成・承認し、変更が必要な場合には、適宜、見直しを行なううえで、再度承認を行なうべきである。

### 1 4. 第二期改良計画に係る給水収益の見込みについて（意見）

工業用水道事業を取り巻く経営環境は、水需要の伸び悩みなどから厳しい状況にある。秋田県においても、近年の契約給水量は横ばいないし低下傾向にあり、それに伴い収益も逓減傾向にある。したがって、長期の損益見込みを検討する際には、今後の収益が逓減することを仮定したうえで、どのような料金設定で採算がとれるのか、シミュレーションを行なうことが望ましい。

### 1 5. 時間単位計量器と月単位計量器による計量について（意見）

同一時間帯に同一水量を使用しているにもかかわらず「時間単位計量器」を使用するかそれとも「月単位計量器」を使用するかによって超過料金が変わってくるのが、現状の算定方法であり、受水企業間に一種の不公平が生じていると言える。このような不公平は望ましくないため、可能な限り早急に解消するべきである。

### 1 6. 指定管理者の選定について（意見）

1 期目（平成 19 年度から平成 21 年度まで）の選定の際にはそれなりの数の応募があつたが、3 年経つての 2 期目（平成 22 年度から平成 26 年度まで）の選定には、1 社しか応募がなかった。この 1 社は 1 期目の指定管理者であつたものであるが、結果として、その 1 社がそのまま引き続き 2 期目の指定管理者となっている。応募が 1 社しかなかった理由は不明であるが、仮にほかの業者が価格面だけを理由に応募を見送つたということがあれば、指定管理者の選定方法やあるいは指定管理者に選任されることによる業者にとってのメリットが十分に周知されていなかった可能性が想定される。価格競争入札と違って、指定管

理者の選定に当たっては価格面以外にも、業者の信頼性など、多様な面から選定委員会による議論がなされるべきである。1 社入札がすべて悪いというわけではないが、やはり 1 社の提案内容しか見られない、他社との比較検討ができない、というのは、業者を選定する側の秋田県にとっては機会損失であると考えられる。次回の指定管理者募集に当たって再び 1 社応募となることのないよう、秋田県は 1 期目に応募した企業のうち 2 期目に応募しなかった企業について、応募に対するハードルとなった点を明らかにし、次回の募集に生かすべきである。

#### 17. 指定管理者の財務状況について（意見）

指定管理者は一定の利益を比較的安定して計上しており、経営的には良好であるものと判断できる。一方で、秋田県では、同業者との契約に当たって指定管理者制度の目的のひとつであるコスト削減という見地から、契約額の引下げを交渉したということであるが、業者は秋田県が提案した引下げ幅までは応じられないという立場だったとのことである。しかし、この収支実績を見れば、業者は当初予算以上に利益を計上する余地を持っており、さらなる価格交渉の余地が存在する可能性があるため、今後も契約額の引下げ交渉を行なう必要がある。

#### 18. 収入の減少リスクへの対応について（意見）

秋田県工業用水道の現状は、少数の企業に供給量の大部分が集中していること、またそれらの企業において継続的な節水傾向が見られることから、将来にわたって現行の契約水量が維持されるかどうか懸念の残る状況である。この状況を踏まえ、仮に契約水量が減少した場合でも経営計画の遂行に支障をきたすことのないよう、現行計画とは別に、契約水量減の可能性を考慮に入れたリスクシナリオも検討すべきである。

#### 19. 発生土の売却について（意見）

現状の需要が一巡すると、いずれは購入者を募ることが困難になる可能性が考えられ、そこで運搬範囲をより遠くに広げるとすれば現在 8,000 千円弱である運搬費用がより高額になってしまい、県の負担が増加することが想定される。そこで一案ではあるが将来的な手法として、現在、県要綱により 100 円/m<sup>3</sup>に固定化されている販売単価を（たとえばオークション方式のように）ニーズに応じた単価設定が行えるよう自由化することが考えられる。

#### 20. 御所野系統に係る負担金収入について（意見）

各受水企業との間に締結された「料金に関する覚書」を閲覧したところ、本来の料金部分と負担金部分は区分して記載されているものの、負担金部分が各企業に割り当てられた負担金総額の分割払いであること、および支払を終えた時点以降は支払義務がなくなることについての記載がなかった。そのため、負担金部分 35 円/m<sup>3</sup>についても、本来の料金部分同様、給水を受けている限り永続的に負担すべき費用であるかのように解釈される余地

がある。当事者間では、負担金総額の支払を終えた時点以降は本来の料金部分の支払のみとなることについて合意しているのであるから、覚書にも実際の取扱いと整合するよう、その旨が明記されるべきである。

### 2 1. 大館工業用水道の土地に係る会計処理について（意見）

大館工業用水道の資産の大部分は総係費として処理された売却準備費用であり、土地自体の帳簿価額は備忘価額が付けられているにすぎない。当該土地は過年度から売却に出されているものの、条件が悪く買い手がつかないでいる状態とのことであった。また、そのため毎年度の売却準備費用が積み重なっており、結果として総係費が多額に資産計上されているとのことであった。総係費に係る会計処理は財務規程に従ったものではあるが、結果として、総係費に関して多額の資産を計上していることになっている事実は、土地について売却可能性が乏しいとして備忘価額まで減額する処理を行なっていることと整合性が取れていないと言える。会計的実質を考えれば、土地、電話加入権およびそれに係る総係費の全体を1つの資産とみて、適切な時価（この場合は正味売却価額が適切である）にまで帳簿価額を減額するのが望ましい処理である。

新会計基準においてはいわゆる減損会計が地方公営企業にも取り入れられることから、その導入時には適切な会計処理がなされることが望まれる。

### 2 2. 建設準備勘定について（意見）

財務規程によれば、調査の結果建設工事を実施しないことを決定したときは、建設準備勘定の経費を精算するものとされている。このことから、工事を実施しないことの明確な決定がなされない間は精算を行なう必要がないとも考えられるが、そのような判断基準を採用すると、決定がなされない間ずっと資産残高が計上され続けることになる。これはともすれば、費用計上の先送りにも繋がりがかねない判断基準である。したがって、必ずしも決定の有無に依らずとも、毎年度においてそのつど実質的な状況を勘案して精算の要否を判断すべきである。その判断に当たっては、客観的なデータに基づいて可能な限り合理的に判断するものでなければならない。

当該調査においても、調査以後も建設実施の決定がなされていない事情や将来の工事実施の見込みを総合的に勘案し、建設工事を実施する可能性が乏しいと客観的に判断される場合は資産計上を取りやめるべきである。

### 2 3. 庁舎使用权について（意見）

工業用水道事業会計が土地造成事業会計の廃止に当たり庁舎使用权を無償で獲得していると同時に、その分、土地造成事業会計から一般会計へ引継ぐべき残余財産が減少している。すなわち、土地造成事業会計の廃止に伴って、一般会計の負担の上に工業用水道事業会計が庁舎使用权を無償で獲得していると言える。当時の企業局としては、工業用水道事業会計が土地造成事業会計から財産を譲受ける際、無償ではなく、相当の対価を支払って譲受けるべきであったと考える。なぜなら、電気事業会計が有償で庁舎使用权を取得し受

益者に負担をさせているため、公平性の観点から、工業用水道事業会計も受益者へ負担をさせることも考えられるからである。したがって、工業用水道事業会計の受益者負担の基本的な方針について、公平性（電気事業会計との整合性）の観点から十分に検討が必要であると考える。

#### **24. 資本剰余金残高について（指摘）**

固定資産台帳に記載される「補助金等」充当額は、みなし償却を行なう際に帳簿価額算定の基礎となる重要な数値である。速やかに原因を調査して、不整合を解消すべきである。また、毎年度末において固定資産台帳と決算額との照合を行ない、不明な差異の存在が速やかに検出できるような仕組みを整えることが必要である。

#### **【両事業に共通する事項】**

#### **25. 契約について（意見）**

本件の誤請求による過払い分の返金は契約と同一年度（平成23年度）に手続きされているものの、規定の適用誤りにより、受注者から誤請求がなされるリスクは契約当初で把握できたものと考えられる。そのため、契約段階で、あらかじめ検査時に留意すべき事項を把握し、検査員に当該事項を適切に引継ぐべきである。

#### **26. 資本的支出・修繕費の区分処理の判断について（意見）**

資本的支出と修繕費との区分を誤ると、期間損益計算の適切性が損なわれることとなる。そのため、設計実施者においては、引き続き合理的な判断のもとに資本的支出と修繕費との区分処理を行なうことが望まれる。また、検算実施者においても、単に集計が適切に行なわれているかという観点のみならず、資本的支出と修繕費との区分処理が適切に行なわれているかという観点から検算を行なうことが望まれる。

なお、資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかの判断については、個々のケースに応じて実質的に判断することが必要な側面が大きいため、当該区分処理につき、当初予算、料金交渉時に課内それぞれの担当者が集まって区分処理していることである。ただし、資本的支出と修繕費との区分については、各担当者及び班により判断基準が異なってしまうことや人員の異動等により、過年度の判断と整合しない項目を防ぐため、公営企業課全体として、区分処理の判断基準をマニュアル化するなど整理することが望ましい。

#### **27. 固定資産の台帳管理について（意見）**

目的の異なる2種類の台帳が混在していることで、固定資産の取得、除却、減価償却などの状況を両者に反映させる必要があり、現状これが手作業・手計算でそれぞれ行なわれていることから、固定資産管理業務に非効率が生じていることが想定される。現状手作業で管理が行なわれており、用途に応じて2種類作成されている固定資産台帳について、どちらの用途も達成できるよう一元化・電算化された固定資産台帳システムを導入し、固定

資産管理を効率的に実施するべきである。

なお、固定資産台帳システムの導入検討に当たっては、費用対効果（たとえば、導入コストと職員の固定資産管理作業時間の減少効果との比較など）を検証することも必要である。

## 28. 固定資産の現物管理について（指摘）

財務規程第206条に規定されている固定資産の照合は「少なくとも毎事業年度一回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とあることから、平成13年度に実施されたような実地照合を毎事業年度行なう必要がある。

また、その実地照合の方法に関する規定（ルール）を策定し、それを周知して実施することが必要である。なお、当該ルールには、①いつ誰がどのように照合を実施するのか、②どのように照合を記録するのか、③照合が網羅的に正しく行われたことをどのように検証するのか、などを含むことが必要である。

## 29. 固定資産の現物管理について（意見）

現状、固定資産台帳上、各固定資産に資産番号は付与されておらず、また、固定資産現物に台帳上のどの資産に該当するか識別可能な表記もなされていない。すべての資産について実施する必要はないが、土地、建物や動かすことのできない機械装置などを除き、少なくとも動かすことが可能な資産については、たとえば、台帳上固定資産番号を付すとともに、現物には当該番号を表記したシールを添付するといった方法や、台帳に資産の型式などを詳しく記載することなどにより、固定資産現物と台帳を現状よりも明確に紐付けて管理するべきである。

## 30. 修繕引当金および特別修繕引当金について（意見）

現行の地方公営企業会計基準においては、修繕引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められるものであると考えられる。しかしながら、新地方公営企業会計基準においては、引当金について、「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるもの」という引当金の要件を満たす場合に引当金を計上することになっている。修繕引当金および特別修繕引当金もこの引当金に該当する。したがって、今後は新地方公営企業会計基準の導入に当たり、従来の様な秋田県の処理は見直すことが必要である。具体的にどのような場合にどのように修繕引当金や特別修繕引当金を算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。

## 31. 賞与引当金について（意見）

現行の地方公営企業会計基準において賞与引当金の計上は求められておらず、秋田県の

会計処理はそれに沿ったものである。しかしながら、地方公営企業会計基準が前提とする発生主義会計の考えに鑑みれば、引当金の計上要件を満たすものはすべて引当金として負債計上するのが、本来あるべき会計処理である。この点、新地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たすものについて引当金を計上することが求められており、賞与引当金の計上が新たに必要となる。新基準の導入に先立って、賞与引当金をどのように算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。

### 3 2. 退職給付引当金について（意見）

現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められる。しかしながら、いわゆる新地方公営企業会計基準においては、退職給付引当金の会計処理方法として、期末時点の退職給付引当金残高が、年度末退職者を除く全職員が期末日に自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額となるようにする旨が規定されている。したがって、現行の会計処理方法は平成 25 年度決算までは認められるものの、平成 26 年度以降は期末要支給額による方法へ変更することが必要になることから、それまでには、期末要支給額を把握するための体制を整えることが必要になる。

### 3 3. 委託契約形態の見直しについて（意見）

電気事業および工業用水道事業は財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターとの取引がある。この法人の業務は県政の補完業務として重要な役割を担っている県内唯一の法人であるということは理解できるが、そうであれば、その法人の業務を県の業務として内製化（インソーシング）するか、あるいは契約金額の在り方を見直すべきである。この法人の決算書をみる限り、黒字であると推察することができるため、現行のように外部への委託契約形態を継続するのであれば、実費弁償方式による契約形態の導入を検討すべきである。

### 3 4. 秋田県関係者の役員就任の見直しなどについて（意見）

財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターには秋田県職員 3 人が無給役員として就任し、かつ県職員 0 B 4 人が有給役員として就任している。この法人の業務の大部分は秋田県からの受託業務に依存しており、その委託金額合計も多額であることから、公共調達価額の適正性という観点、秋田県職員の再就職の公正性という観点から、秋田県関係者の役員就任の在り方を再検討すべきである。

なお、秋田県は出資割合から新法人を県の指導監督の対象とする第三セクターに該当しないとしているが、その業務内容、県からの委託業務の規模および県関係者の役員就任状況からみて、県が事務の状況などを管理監督することが適切であり、その体制を整備することを検討すべきである。

以 上